

西都市社会教育関係団体登録要領

(目的)

第1条 この要領は、社会教育法（昭和24年法律第207号）第10条に規定する社会教育関係団体（以下「団体」という。）の活動を支援するとともに、市民に対して団体の情報を提供するため、団体の登録について必要な事項を定めることを目的とする。

(登録基準)

第2条 団体として登録する基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 国又は地方公共団体の支配に属さない団体であること。
- (2) 社会教育に関する事業を行うことを主たる目的として、継続的かつ計画的に活動するものであること。ただし、次に掲げる行為を行わない団体であること。
 - ア 営利を目的とした事業又は営利事業を援助する行為
 - イ 特定の政党の利害に関する行為
 - ウ 公の選挙に関して特定の候補者を支持し、又はこれに反対する等の政治的行為
 - エ 特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援する行為
 - オ 市民の生活又は市内の事業活動に不当な影響を与える行為その他社会的な非難を受けるおそれのある行為
- (3) 団体の組織及び運営に関し、次に掲げる要件を備えていること。
 - ア 団体の構成員がおおむね5人以上で、原則として構成員の2分の1以上が本市内に在住、在勤又は在学していること。
 - イ 団体の主たる活動の場及び活動の本拠としての事務所を本市内に有すること。
 - ウ 原則として、団体独自の会計を有すること。
 - エ 団体の組織及び活動のための規約を有すること。
 - オ 市民に広く開かれた団体であること。
 - カ 会員相互の親睦交流のみを目的とする団体でないこと。
 - キ 団体の代表者、役員及び構成員が、その団体の事業活動によって個人的な利益（報酬）を得ないこと。
 - ク 団体の代表者、役員及び構成員に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同法第2条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者がいないこと。
 - ケ 本市が行う社会教育に関する事業に、積極的に協力できること。

(登録の申請)

第3条 登録を希望する団体は、西都市社会教育関係団体登録申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて西都市教育委員会（以下「委員会」という。）に提出しなければならない。

- (1) 団体規約
- (2) 社会教育関係団体役員・会員名簿（様式第2号）
- (3) 社会教育関係団体活動計画書（様式第3号）
- (4) 団体紹介資料（様式第4号）
- (5) 団体の会計内容が明らかになる書類

(登録の認定)

第4条 委員会は、前条の申請に対し、第2条に規定する基準に適合すると認めるとときは西都市社会教育関係団体として登録し、文書をもって当該団体に通知する。

2 前項の登録の期間は、登録の有効期間は登録した日からその年度の末日までとする。

(団体紹介資料の公開)

第5条 委員会は、登録団体が提出した第3条第4号に定める団体紹介資料について、その内容を市民の閲覧に供するものとする。

(登録の更新)

第6条 登録の継続を希望する団体は、毎年4月30日までに西都市社会教育関係団体登録更新届（様式第5号）を委員会に提出しなければならない。

2 委員会は、前項の届が提出されたときは、第2条に規定する基準に適合しない場合を除き、更新を認めるものとする。

(登録の変更及び解散)

第7条 登録団体は、団体を解散し、又は第2条に規定する基準に適合しなくなったとき若しくは団体の規約、役員及び事務所等に変更があった場合は、速やかに西都市社会教育関係団体登録変更届（様式第6号）を委員会に提出しなければならない。

(登録の抹消)

第8条 委員会は、登録団体が解散し、又は第2条に規定する基準に適合しないと認めたときは、当該団体の登録を抹消するものとする。

2 委員会は、必要があると認めたときは、登録団体の活動について事情を聴き、又は必要な書類の提出を求めることができる。

(委任)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に教育委員会が定める。

附 則

この要領は、令和8年4月1日より施行する。